

ミャンマー人海外就労者の送金義務および所得税納付義務

2024年12月

One Asia Lawyers ミャンマー事務所
代表弁護士（日本法）：佐野 和樹

1 はじめに

ミャンマー政府は、海外で働く労働者に対し、収入の一部を送金する義務（以下「送金義務」という）と外貨で税金を納める義務（以下「納付義務」という）を課しています。送金義務は2023年9月1日から、納付義務は同年10月1日から施行されました。本記事では、それぞれの内容と影響を概説します。



2 送金義務

ミャンマーの労働省は、海外就労者が指定送金サービスを通じて毎月（または3か月に1回）、給与・賃金の25%をミャンマー国内の家族または自身の銀行口座に送金するよう通達を發表し、2023年9月1日に施行されています。この送金は、実勢レートよりも送金者に不利な政府指定レートで行われるため、労働者にとって経済的な負担となる場合があります。

その後、2024年8月に發表された通達（以下、「本通達」という）では、送金状況を証明する書類の保管や提出が義務付けられ、本通達に違反した場合、海外労働許可証（OWIC）やパスポートの更新、次回の海外派遣が制限される可能性があるとしてされています。また、人材送出機関は、送金状況の報告義務を負い、未報告の場合、新規手続きの停止などの罰則が課される場合があります。

人材送出機関は、送金の状況について、政府に報告義務を負わせており、送金証明書を提出した人数の割合に応じて、新規ダイヤモンドレターの受付の停止または送出し手続きの停止などの措置を取っているとの情報があるため、影響が大きいといえます。

3 納付義務

計画・財務省の通達により、海外労働者は所得の2%を外貨で納付する義務を負う旨、2023年10月1日に施行されています。納付は中央銀行が指定する為替レートに基づき行われ、納税証明書を得るためには領収書を税務署に提出する必要があります。

ミャンマー連邦共和国大使館によれば、日本で働くミャンマー人の場合、月収20万円を基準とし、税額は2%の4,000円となりますが、2,000円の控除が適用されるため、実際の納税額は月2,000円となります。収入が20万円未満の場合は、所得を証明できる書類を提出すれば、同様に控除が適用され、納税額は月1,000円となるとされています。

4 今後の動向

ミャンマー人の日本でのパスポート更新時には、所得税納税証明書が必要であり、帰国する際に原則として所得税納税証明書の持参が必要とされているなど、影響が大きいといえます。今後、送金義務および納付義務、違反した労働者および送出機関への措置の厳格化が予想されるため、今後の動向に注意が必要となります。

以 上

〈注記〉本資料に関し、以下の点ご了承ください。

- ・ 本資料は 2024 年 12 月 12 日時点の情報に基づき作成しています。
- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化、実務上の運用の変更に伴い、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても弊所は責任を負いません。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著 者 >



佐野 和樹

One Asia Lawyers パートナー弁護士（日本法）
ミャンマー・マレーシア統括

2013 年よりタイで、主に進出支援・登記申請代行・リーガルサポート等を行う M&A Advisory Co., Ltd. で 3 年間勤務。2016 年より One Asia Lawyers 設立時に参画し、ミャンマー事務所・マレーシア事務所にて執務を行う。2019 年にミャンマー人と結婚し、現在はミャンマーに居住している。ミャンマー拠点代表として、アジア法務全般のアドバイスを提供している。

kazuki.sano@oneasia.legal